## 京都市告示第210号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき,「遊戯用電車及び市電展示室」を 供用しない日について,次のとおり臨時変更します。

平成28年6月24日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用しない日	
			月曜日から金曜日まで(国民の祝
	平成28年7月	変更後	日に関する法律に規定する休日
	1日(金)から		に当たる日を除く。)
	同月25日(月)		月曜日から金曜日まで(国民の祝
遊戯用電車及び	まで		日に関する法律に規定する休日
市電展示室	及び平成28年		に当たる日並びに7月及び8月
	8月29日 (月)	現 行	の火曜日から金曜日までを除
	から同月31日		く。)並びに1月1日から同月4
	(水) まで		日まで及び12月28日から同
			月31日まで

(南部みどり管理事務所)